平成２７年（フ）第６９５号
愛知県知多郡武豊町字桜ケ丘２丁目38番地２
ネオブリースⅢ101号
債務者　木村　鉄平
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９号
熊本県荒尾市四ツ山町３丁目３番16号２サンハイツＢ号
債務者　石川　隼人
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第３５号
熊本県荒尾市荒尾632番地１
債務者　中島　徳義
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第５５８号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目１番521号
債務者　山口　就継
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７９号
愛知県日進市岩崎町芦廻間112番地863
債務者　坂元　容子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３２５３号
千葉県山武市木原249－５
破産者　山本文枝こと　李　　文旦
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６２４号
東京都港区三田２丁目２－１－102
破産者　坂本真由美
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２６４号
神奈川県伊勢原市岡崎6940番地の11
破産者　有限会社貴建
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９２４号
東京都杉並区高円寺北３丁目34―10　クリスタル高円寺パートⅠ102
破産者　藤田喜久子
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９７５号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目29－７－1203
破産者　平野　陽三
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０１７号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目１－13－102
破産者　山川　憲平
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２４号
東京都港区六本木７丁目17―22―902
破産者　石塚　　齊
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２５号
東京都港区六本木７丁目17―22―902
破産者　石塚眞砂子
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９７号
千葉県千葉市緑区おゆみ野３丁目39－２　ミドルロード壱番館202
破産者　村松万理子（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８９号
東京都渋谷区恵比寿南２丁目８番13号
破産者　株式会社ＭＲＹ
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９１号
神奈川県横浜市磯子区原町８－５
破産者　吉川　良一
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９２号
東京都大田区大森南１丁目21番11号
破産者　株式会社エイ・テイ・レツクス
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８６号
東京都墨田区墨田４丁目46－１
破産者　荒井　清子
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８７号
東京都墨田区墨田４丁目46－１
破産者　荒井　　宏
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８８号
東京都墨田区墨田４丁目46－１
破産者　荒井　美幸
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１８２号
千葉県八千代市村上南２丁目３－25―301
破産者　松岡麻衣子
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部